

自動車税（種別割）

自動車という財産の所有に対して税を課するものです。

納める人（法第146条、147条）

県内に主たる定置場がある自動車（二輪の小型自動車・軽自動車・大型及び小型特殊自動車を除いたもの）の所有者です。

ただし、自動車の売買契約において売主がその所有権を留保している場合には、買主を当該自動車の所有者とみなされ、買主に課されます。

納める額（法第177条の7、法附則第12条の4第1項、条例第88条、条例附則第43項）

自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて税率が定められています。税率は次表のとおりです。

ただし、グリーン化適合車の場合は異なります。

◇月割の納税（法第177条の10）

新規登録したとき

4月1日以降に新規登録したときは、その翌月分以降が月割で課税されます。

月割課税の場合の税額は、次のようにして計算します。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{課税月数（登録月の翌月から3月までの月数）}}{12} = \text{税額（100円未満の徴収金額は切り捨てます。）}$$

抹消登録したとき

4月1日以降に抹消登録したときは、その月分まで課税され、その翌月分以降は、月割で減額されます。

所有権移転

4月1日以降に移転登録があった場合は、旧所有者が法律上その年度中の税を納める義務を負い、新所有者は、翌年度から課税されます。したがって、月割課税はしません。

（旧所有者が非課税対象者であった場合等を除きます。）

◇納める方法及び納期

普通徴収 納税通知書に定める日（毎年の定期課税の場合は、通常5月31日）

証紙徴収 申告時（新規の登録の時に証紙で納めます。ただし、OSSによりオンラインで各種行政手続（検査登録、保管場所証明、自動車税の納付）を行う場合は電子納付の方法によります。）

◇注意しましょう

自動車を廃車したり、他人に譲渡したり、又は住所を変更したりした場合には、運輸支局でその旨を登録するとともに、自動車税の申告書を提出しなければなりません。このような手続きを怠ると、いつまでも課税されたり、住所を変更していても変更前の住所に納税通知書が送られたりするなど、トラブルの原因になります。

◇ 税率表

車種別		自家用	営業用	
乗用車	総排気量	1.0ℓ以下	25,000 (29,500) 7,500	
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	30,500 (34,500) 8,500	
		1.5ℓ超 2.0ℓ以下	36,000 (39,500) 9,500	
		2.0ℓ超 2.5ℓ以下	43,500 (45,000) 13,800	
		2.5ℓ超 3.0ℓ以下	50,000 (51,000) 15,700	
		3.0ℓ超 3.5ℓ以下	57,000 (58,000) 17,900	
		3.5ℓ超 4.0ℓ以下	65,500 (66,500) 20,500	
		4.0ℓ超 4.5ℓ以下	75,500 (76,500) 23,600	
		4.5ℓ超 6.0ℓ以下	87,000 (88,000) 27,200	
		6.0ℓ超	110,000 (111,000) 40,700	
ロータリーエンジン	0.491×2	30,500 (34,500) 8,500		
	0.573、0.654、0.655×2	36,000 (39,500) 9,500		
	0.65×3	50,000 (51,000) 15,700		
電気	25,000 (29,500) 7,500			
貨物車	トラック	最大積載量	1t以下	8,000 6,500
			1t超 2t以下	11,500 9,000
			2t超 3t以下	16,000 12,000
			3t超 4t以下	20,500 15,000
			4t超 5t以下	25,500 18,500
			5t超 6t以下	30,000 22,000
			6t超 7t以下	35,000 25,500
			7t超 8t以下	40,500 29,500
			8t超 9t以下	46,800 34,200
			9t超 10t以下	53,100 38,900
			10t超 11t以下	59,400 43,600
			11t超 12t以下	65,700 48,300
			12t超 13t以下	72,000 53,000
			13t超 14t以下	78,300 57,700
			14t超 15t以下	84,600 62,400
			15t超 16t以下	90,900 67,100
	16t超(1tまで毎の加算額)		6,300 4,700	
	けん引車		小型 10,200 7,500	
	普通		20,600 15,100	
	被けん引車	最大積載量	小型	5,300 3,900
8t以下			10,200 7,500	
8t超 9t以下			15,300 11,300	
9t超 10t以下			20,400 15,100	
10t超 11t以下			25,500 18,900	
11t超 12t以下			30,600 22,700	
12t超 13t以下			35,700 26,500	
13t超 14t以下			40,800 30,300	
14t超 15t以下			45,900 34,100	
15t超 16t以下			51,000 37,900	
16t超(1tまで毎の加算額)		5,100 3,800		
貨客兼用車	最大積載量 1t以下	総排気量 1.0ℓ以下	13,200 10,200	
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300 11,200	
		1.5ℓ超	16,000 12,800	
	電気		13,200 10,200	
	1t超 2t以下	総排気量 1.0ℓ以下	16,700 12,700	
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	17,800 13,700	
1.5ℓ超		19,500 15,300		
2t超 3t以下	総排気量 1.5ℓ超	24,000 18,300		

車種別		自家用	営業用			
バス	一般乗合用・通学用	乗車定員	30人以下	12,000 12,000		
			30人超 40人以下	14,500 14,500		
			40人超 50人以下	17,500 17,500		
			50人超 60人以下	20,000 20,000		
			60人超 70人以下	22,500 22,500		
			70人超 80人以下	25,500 25,500		
			80人超	29,000 29,000		
			その他	乗車定員	30人以下	33,000 26,500
30人超 40人以下	41,000 32,000					
40人超 50人以下	49,000 38,000					
50人超 60人以下	57,000 44,000					
60人超 70人以下	65,500 50,500					
70人超 80人以下	74,000 57,000					
80人超	83,000 64,000					
三輪の小型自動車		6,000 4,500				
トラック	トラック	車両重量	5t以下	8,000 6,500		
			5t超 7t以下	11,500 9,000		
			7t超 9t以下	16,000 12,000		
			9t超 11t以下	20,500 15,000		
	11t超		25,500 18,500			
	貨客兼用車	車両重量 5t以下	総排気量	1.0ℓ以下	13,200 10,200	
				1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300 11,200	
			電気		16,000 12,800	
			総排気量	5t超 7t以下	1.5ℓ超	19,500 15,300
				7t超 9t以下	1.5ℓ超	24,000 18,300
9t超 11t以下				1.5ℓ超	28,500 21,300	
11t超		1.5ℓ超	33,500 24,800			
キャンピング車	総排気量	1.0ℓ以下	20,000 (23,600)			
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	24,400 (27,600)			
		1.5ℓ超 2.0ℓ以下	28,800 (31,600)			
		2.0ℓ超 2.5ℓ以下	34,800 (36,000)			
		2.5ℓ超 3.0ℓ以下	40,000 (40,800)			
		3.0ℓ超 3.5ℓ以下	45,600 (46,400)			
		3.5ℓ超 4.0ℓ以下	52,400 (53,200)			
		4.0ℓ超 4.5ℓ以下	60,400 (61,200)			
4.5ℓ超 6.0ℓ以下	69,600 (70,400)					
6.0ℓ超	88,000 (88,800)					

(注1) 自家用乗用車及びキャンピング車の()内は、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたものの税率

(注2) 特種用途車(トラックに準ずるもの(けん引車、被けん引車を除く。))で最大積載量が1t以下のもの又は最大積載量の定めがないものを除く。)の年税額は、主たる構造区分により得た額

納 税 証 明 書

自動車の継続検査又は構造等変更検査を受ける場合には、納税証明書が必要です。

平成27年4月から運輸支局のシステムで自動車税の納税を確認できるようになったため、車検時の納税証明書の提示を省略できるようになりました。

ただし、納付後すぐに車検を受けられる場合は納税証明書を提示する必要があります。

自動車税(種別割)納税証明書 (継続検査用・構造等変更検査用)	
登 録 番 号	香川 500 あ 0000
車 台 番 号	AA00-00000000

滞納がないことを証明します。

有効期限	令和 4 年 5 月 30 日
------	-----------------

領収日付印のないもの、登録番号欄・香川県県税事務所長印・有効期限欄が消してあるものは無効です。

領 収 日 付 印

(納税者保管) KVJ R1

自動車税（種別割）のグリーン化

環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じて自動車税の税率を軽減（軽課）し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を加重（重課）する特例措置（自動車税のグリーン化）を、平成14年度から実施しています。

当該特例措置は、令和元年度及び令和3年度税制改正において見直しが行われ、軽課については令和元年度から令和4年度までに初回新規登録したものの翌年度の税額を軽減するとともに、令和4年度と令和5年度では対象を電気自動車等に重点化し、重課については継続しています。

1 環境負荷の小さい自動車（税率が軽減される自動車（軽課））

令和2年度から令和4年度までに初回新規登録された以下の自動車は、**初回新規登録の翌年度に限り**税率が軽減されます。**なお、自家用乗用車については、令和4年度と令和5年度の軽課の対象が電気自動車等に限られます。**

対象車：令和2年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：令和3年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車		軽減率
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排ガス基準からNOx10%以上低減） ・クリーンディーゼル乗用車（平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス基準適合） 		標準税率より 概ね75%軽減
ガソリン車 LPG車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準 平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	燃費基準 令和2年度燃費基準+30%達成車 令和2年度燃費基準+10%達成車
		標準税率より 概ね50%軽減

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いになります。

対象車：令和3年度、令和4年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：令和4年度、令和5年度（取得の翌年度のみ）

対 象 車	軽減率
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排ガス基準からNOx10%以上低減） 	標準税率より 概ね 75%軽減

営業用乗用車については、下記の自動車も対象となります。

対象車：令和3年度、令和4年度に初回新規登録された営業用乗用車

軽課年度：令和4年度、令和5年度（取得の翌年度のみ）

対 象 車		軽減率	
ガソリン車 LPG車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準	標準税率より 概ね 75%軽減
	平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車	
ディーゼル車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準	標準税率より 概ね 50%軽減
	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準70%達成車 令和2年度燃費基準達成車	

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いになります。

2 環境負荷の大きい自動車（税率が加重される自動車（重課））

初回新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した自動車は、税率が加重されます。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外です。

区分	初回新規登録の時期	税率が加重される年度	重課率
ガソリン車 LPG車	平成20年3月31日まで	令和3年度以降	標準税率より 概ね15%加重 <u>(注)</u>
	平成21年3月31日まで	令和4年度以降	
	平成22年3月31日まで	令和5年度以降	
ディーゼル車	平成22年3月31日まで	令和3年度以降	標準税率より 概ね15%加重 <u>(注)</u>
	平成23年3月31日まで	令和4年度以降	
	平成24年3月31日まで	令和5年度以降	

(注) バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）については、令和3年度以降も、税率を「標準税率より概ね10%加重」に据え置きます